

## 島根大学大学評価評議会（第4回）議事要録

日 時 平成18年4月17日（月）10時30分開会～12時20分閉会  
場 所 松江キャンパス本部棟5階大会議室  
出雲キャンパス小会議室（TV会議）  
欠席者 小林附属病院長

### 議 題 1. 島根大学個人(教員)評価基準（案）骨子【修正分】について

議長から資料の説明があり、審議の結果、次のことについて確認された。

- ・平成18年度は、評価基準骨子として確認されたものを基に個人(教員)評価を実施し、評価基準骨子を検証したうえで、平成18年度末までに「島根大学個人(教員)評価基準」として評価評議会で確定していく。
- ・平成18年度の試行については、評価結果を利用して給与等の処遇に反映させることはしない。
- ・平成19年度からは、確定した評価基準を基に教員評価を実施し、その評価結果を利用して給与等の処遇に何らかの形で反映させる。
- ・前回(第3回)の会議で継続審議となった総合的な評価の方法については、領域評価の結果を基に全学基準として5段階の評価言(評語)で評価を行う。また、評価方法(点数化、ウェイト付け等の方法)については、部局・センター等の専門性を考慮し部局・センター等において定める。
- ・部局等は、必要に応じて評価領域、評価項目、ウェイト付け、点数化等の基準を作成し理由を付して6月中旬までに学長に報告する。
- ・理事の評価については、教員評価とは別に大学評価の基本方針第12(個人評価の対象者)の中で学長が定める。

### 議 題 2. 島根大学個人(教員)評価規則（案）骨子【修正分】について

議長から資料の説明があり、審議の結果、次のことについて確認された。

- ・平成18年度は、評価規則骨子として確認された規則骨子4の(1)「毎年度実施する個人評価の手順」を準用して試行を実施し、評価規則骨子を検証したうえで、平成18年度末までに「島根大学個人(教員)評価規則」として評価評議会で確定していく。

- ・毎年度実施する教員評価は、教員の教育・研究活動等の質的向上を図り、評価後の必要な改善を目的とする。
- ・3年度ごとに実施する教員評価は、3年間の活動実績及び業績の変動を調整し、毎年度実施する教員評価の遂行を補完するとともに、法人評価及び認証評価に対応するため、各教員の活動状況を検証し、もって本学の理念・目標の実現を図ることを目的とする。
- ・教員評価に係る組織の中での評価室の役割については、教員評価規則の中ではなく、評価室規則の中で「評価評議会から付託された事項についての原案作成」という内容で取扱いを検討する。
- ・試行の中で、評価結果について被評価者からの意見の申立てがあったときは、評価手続きの公平性を担保するという意味で、部局等の評価対応組織とは別な全学の審査組織で対応する。
- ・個人評価に必要な書面等の様式については、前回(第3回)の会議で配付した資料を基に本日の会議で承認された教員評価基準骨子、教員評価規則骨子を踏まえ、今後評価室で検討し評価評議会に報告する。

#### ○報告事項 大学評価の基本方針について

議長から次の報告があった。

- ・平成18年3月27日開催の評価評議会にて審議の結果確認された「大学評価の基本方針」を5月15日開催の教育研究評議会に報告する。